

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第28号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、政策地域部にあつては政策推進室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては総務課総括課長並びに出納局にあつては出納指導監</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(財産の再評価)</p> <p>第12条 台帳に登録した財産は、<u>5年</u>ごとにこれを再評価し、その評価額により台帳の価格を改定するものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 秘書広報室にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長、政策地域部にあつては政策推進室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては総務課総括課長、<u>国体・障がい者スポーツ大会局にあつては総務課総括課長</u>並びに出納局にあつては出納指導監</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(財産の再評価)</p> <p>第12条 台帳に登録した財産は、<u>3年</u>ごとにこれを再評価し、その評価額により台帳の価格を改定するものとする。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に公有財産規則第11条に規定する台帳に登録されている土地については、この規則による改正後の公有財産規則第12条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日の属する年度において同項に規定する再評価を実施するものとする。